

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年9月10日

近畿地方整備局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務は、河川空間の多面的な機能を増進させ、一層の河川の利活用推進を図ることにより地域の活性化を効果的に支援するため、事業制度のあり方、事後評価手法のあり方、河川管理者に必要な知識と経験等の幅広い視点から課題を抽出、検討し、その対応方策についてとりまとめるものである。

業務の実施にあたっては、河川を活かしたまちづくりに関する諸制度に精通し、河川を活かしたまちづくりの全国事例に関する豊富な知見を有するとともに、事業実施や制度上の課題を関係行政機関やNPO等より抽出するため、情報収集体制の確保と中立的な立場で意見を聞きとり検討する能力が必要である。また、河川を活かしたまちづくりに関するガイドラインの作成検討業務や人材育成に関わる研修用教材の作成検討業務の実績を有することが必須であることから、(財)リバーフロント整備センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

(1)業務名 平成19年度まちづくりにおける河川空間の利活用方策検討業務

(2)業務内容

#### 1)事業実施や制度上の課題の抽出

河川空間の利活用を推進するための事業について、整備目標の達成状況や現在の進捗状況、地域との連携状況、河川の利活用状況等について、幅広い観点から実態調査を行うための基礎資料を作成する。さらに、調査結果から事業の問題点を整理し、事業実施や制度上の課題を抽出する。

#### 2)河川の利活用を推進するための要因分析

1)で整理した調査結果から、事業の種類や目的、利活用の状況などから特徴的な事例を選定し、水辺空間の構成要素分析や関係者へのヒアリングを行い、河川空間の利活用に貢献する要因を分析、河川空間を整備する際のポイントを整理する。

#### 3)利活用推進方策の検討

以上の検討結果や既往の検討結果を踏まえ、地域活性化を支援する事業の目的や枠組みについて検討を行い、河川空間の利活用を推進するための新たな

な事業制度のあり方を検討する。

#### 4) 評価手法の検討

現在の評価制度、評価手法を他事業も含めて幅広く整理し、ヒアリングによる有識者からの意見を踏まえ、河川空間を評価する枠組みや指標などについて検討を行い、新たな事後評価手法の試案を作成する。

#### 5) 人材育成ツールの検討

河川空間の整備に関する研修制度の実態調査を実施し、人材育成ツールの基本設計を行うとともに、先進事例から成功に至らしめた経緯や諸制度の活用ポイント等を整理、検討を行い、河川の利活用を推進するノウハウを習得するための研修用教材を作成する。

(3) 履行期限 平成20年3月19日

### 3. 業務目的

河川空間の多面的な機能を増進させ、一層の河川の利活用推進を図ることにより地域の活性化を効果的に支援するための対応方策を検討することを目的とする。

### 4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

#### 1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### 2) 技術力に関する要件

河川を活かしたまちづくりに関する諸制度に精通し、全国事例に関して豊富な知見を有すること、及び中立的な立場で意見を聞き検討する能力を有すること。

河川を活かしたまちづくりに関するガイドラインの作成検討業務や人材育成に関わる研修用教材の作成検討業務の実績を有すること。

#### 3) 業務執行体制に関する要件

河川を活かしたまちづくりの全国事例における事業実施や制度上の課題を関係行政機関やNPO等より抽出するための情報収集体制を確保できること。

本業務を執行するために必要な(2)で規定する「資格要件」「業務実績」を有する技術者が適正に配置可能なこと。

#### 4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・同種業務：河川を活かしたまちづくりに関するガイドライン等の作成に関する業務
- ・類似業務：まちづくりに関するガイドライン等の作成に関する業務

\*平成14年度以降において、国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人含む）又は地方公共団体（都道府県、政令市に限る）の発注業務に限る。

(2)配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア)技術士(総合技術監理部門:建設部門に関する科目に限る)を有するもの。

イ)技術士(建設部門又は環境部門)を有するもの。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、13年以上の実績を有するもの。

ウ)RCCM(建設環境部門又は河川、砂防及び海岸・海洋部門)を有するもの。

エ)上記のア)、イ)、ウ)と同等の者。同等とは、建設及び環境に係る高度な企画及び立案業務をマネジメントした実務経験を有すること。

例えば、実務経験として国土交通省所管会計事務取扱規則に定める地方整備局の分任支出負担行為担当官の経験又は地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領に定める総括調査員若しくは主任調査員の経験を3年以上有する。

・同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務:河川を活かしたまちづくりに関するガイドライン等の作成に関する業務

類似業務:まちづくりに関するガイドライン等の作成に関する業務

\*平成14年度以降において、国の機関(事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人含む)又は地方公共団体(都道府県、政令市に限る)の発注業務に限る。

5. 手続等

(1)担当部局

〒540-8586 大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎第一号館  
国土交通省近畿地方整備局 河川部 河川計画課 流域治水係  
TEL:06-6945-6355 FAX:06-6949-0865

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年9月10日から平成19年9月21日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は10時00分から16時00分まで)

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成19年9月21日16時00分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3)当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予

定期限：

平成19年10月9日16時00分

(4)近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5)詳細は説明書による。